

一般社団法人北海道公認心理師協会 旅費規程

制定 2022年3月16日

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道公認心理師協会（以下、「本会」という。）の理事等が、本会の用務のために移動する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃・航空賃・船賃・車賃等の交通費および宿泊費とする。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、主たる居住地を起点とし、最も経済的な通常の経路および方法により計算する。用務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路および方法によりがたいときは、この限りではない。

(宿泊費)

第4条 用務の開始時間や終了時間の都合、その他のやむを得ない事情により宿泊しなければならない場合には、宿泊費を支払うことができる。

(協議処理)

第5条 特別な場合で、この規程により処理できないときは、その都度、代表理事と事務局長が協議して決定する。

(改 廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1 本規程は、2022年3月16日より施行する。